

NP 養成課程に関する規準

1. NP の役割と教育目標

NP（診療看護師）とは、必要とされる診療行為を、医師や他の医療従事者と連携・協同し、効果的、効率的、タイムリーに実践できる能力を備えた看護師である。

NP の教育においては、個々の患者の医療ニーズを包括的に正確に判断し、倫理的かつ科学的な根拠に基づき、必要とされる診療行為を的確に実施することができ、患者および患者家族の QOL の向上に寄与できる人材の育成を目標とする。

2. NP に必要とされる能力

①包括的健康アセスメントに関する能力

②包括的な症状マネジメントに関する能力

③高度な看護実践能力

（ケアの優先度の決定、患者・家族教育、患者アドボケイトとしての責任、コンサルティング能力など）

④看護教育・看護管理に関する能力

⑤チーム医療の実践能力

⑥研究・開発能力

⑦倫理的意思決定能力

3. NP 養成課程への入学要件

①日本国の看護師の免許を取得していること

②5年以上の看護職としての経験があること

4. NP 養成課程における教育課程の要件

1) 養成課程（学位）および必要な単位数

①大学院修士課程

②修了要件が 50 単位以上であること

③実習単位として 15 単位以上が含まれていること

2) 教育内容として含める必要のある授業科目

①NP の役割と責任に関する科目

②健康増進・疾病予防に関する科目

③医療倫理に関する科目

- ④医療安全に関する科目
- ⑤病態機能学に関する科目
- ⑥臨床薬理学に関する
- ⑦包括的アセスメントに関する科目
- ⑧治療マネジメントに関する科目
- ⑨保健医療福祉に関連した法律に関する科目

3) 教育方法の要件

- ①講義、演習、実習の授業形態の組合せ・バランスが適切であること
- ②講義、演習、実習の教育内容に応じた適切な指導方法、施設、設備等が整備されていること

4) 修了に関わる基準

- ①各養成課程ごとに成績評価基準、修了認定基準が策定されていること

5) NPの教育担当者（スタッフ）の要件

- ①NPの能力を教授するための教員が必要数確保されていること
- ②医学に関する授業科目には、医師の教員を配置していること
- ③研究指導を行う教員が確保されていること

「NP養成課程に関する規準」の運用

1. 「NP養成課程に関する規準」は平成24年度から運用する。
2. NP養成教育を実施しているあるいは実施する予定の大学院は、カリキュラムを日本NP協議会に提出し、審査を受けること。
3. NP養成課程を修了または修了した者は、NPに必要とされる能力を満たしていることを確認するために日本NP協議会の実施するNP資格認定試験に合格をしなければならない。